

# フロン回収・破壊法

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 -

【法律ができた背景と法律の概要】

エアコンの冷媒等として使用されているフロン類のうちCFC類(クロロフルオロカーボン)、HCFC類(ハイドロクロロフルオロカーボン)は、大気中に排出されるとオゾン層を破壊する効果があるため、1988年5月に制定された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」により段階的に生産を廃止しており、代替フロン(HFC類-ハイドロフルオロカーボン-)への転換等が進められてきました。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出しないように、これを回収・破壊することも大切であり、またHFC類は、オゾン層を破壊する効果はありませんが、温室効果ガスであるため、地球温暖化防止の観点からは、これも回収・破壊することが求められます。

フロン類の回収・破壊を徹底するため、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が2002年4月1日に施行されました。(2007年10月1日より、改正フロン回収・破壊法が施行されました。)

対象となるフロン類及び特定製品は、以下のものです。

フロン類:CFC、HCFC及びHFCのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質

第一種特定製品:フロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器(自動販売機を含む。)

第二種特定製品:フロン類が充填されている自動車に搭載されているエアコンディショナー

第二種特定製品については、2005年1月1日から使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づき行われています。

【法律規制事項】

フロン類の適切な回収・引渡義務

第一種特定製品を廃棄する者は、都道府県知事の登録を受けた業者(フロン類回収業者)へ引き渡し、フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡します。

(フロン類回収業者に対し、フロン類の回収及び運搬に関する基準があります。)

\* 行程管理制度が導入(2007年10月1日より)

第一種特定製品の廃棄を行おうとする者は、フロン類の引き渡しを他の者に委託する場合には、その業務

を受託する者に、委託確認書を交付しなければなりません。また、その受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければなりません。フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、第一種特定製品の廃棄等を行おうとする者及びフロン類引き渡し業務を委託した者に対し、引取証明書を交付することとします。引取証明書は一定期間保存しておかなければなりません。

\* 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の取り扱い(2007年10月1日より)

特定製品に整備を行う者も、フロン類の回収作業を行うには都道府県知事の登録が必要になります。

(又は、フロン類の回収作業を、都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者に委託すること。)

フロン類回収業者は、廃棄時と同様に、回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません。

\* フロン類の回収が必要な場合の拡大(2007年10月1日より)

部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に特定第一種特定製品を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化されました。

\* 解体工事の際の確認及び説明(2007年10月1日より)

建設解体工事の元請業者は、その建物に、フロン類を含む第一種特定製品が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に書面(事前確認書)で説明しなければなりません。

工事発注者はその確認作業に協力しなければなりません。

#### フロン類の適切な破壊

主務大臣の許可を受けた業者(フロン類破壊業者)は、フロン類を引き取り、破壊に関する基準に従って当該フロン類を破壊しなければなりません。また、破壊量等に関し、記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告する義務があります。

#### フロン類の回収・破壊の費用負担

第一種特定製品廃棄者は、フロン類の回収・運搬・破壊に関する費用の負担義務があります。

#### フロン類の表示

特定製品メーカー等は、フロン類の種類及び数量、みだりに大気中に放出してはならない等、製品に表示する義務があります。

#### 放出禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはなりません。